

30農振第3035号  
平成31年2月27日

各 地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産省<sup>注1</sup>農村振興局長

国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについて

国の補助に係る農業農村整備事業（以下「事業」という。）により整備された小水力発電施設の取扱いについては、下記事項に御留意の上、遺憾のないようにされたい。

なお、国の補助に係る土地改良事業における水力発電施設の取扱いについて（昭和58年5月23日付58構改D第403号農林水産省構造改善局長通知）は廃止する。

貴局管内の都府県知事<sup>注2</sup>に対しては、貴職より通知願いたい<sup>注3</sup>。

## 記

### 第1 対象発電施設

本通知の取扱いの対象となる小水力発電施設は、管理者が管理する土地改良施設の操作に必要な電力供給等を目的とし、事業によって整備された小水力発電施設とする。

### 第2 会計処理

管理者は、小水力発電施設を適切に維持管理するため、発電施設に係る会計は、他の会計経理と明瞭に区分し、複式簿記方式により、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成するものとする。

また、この会計処理については、土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）に基づくものとし、必要に応じ定期的に専門家（税理士、公認会計士等）の指導を受けるものとする。

### 第3 発電施設により生じた電力について

#### 1 電力の取扱い

小水力発電施設により生じた電力については、土地改良施設の維持管理に必要な電力（以下「必要電力」という。）として直接供給することができるほか、一旦、電力会社に売電し、その売電収入から必要電力を買電できるものとする。

#### 2 売電収入の充当先の順位について

売電収入については、次の（1）～（5）の順に充当するものとし、なお余剰する額は国庫納付の算定対象額とする。

- (1) 必要電力の買電に係る費用
- (2) 発電施設の運営経費（施設操作に必要な費用、引当金（修繕引当金、職員退職給付引当金）、減価償却費）
- (3) 発電施設との共用部分の水路・取水施設等※の維持管理費
- (4) 発電施設の運営経費（施設を維持するための積立資産（欠損調整積立資産、災害準備積立資産、建設改良積立資産））
- (5) 土地改良施設全体の維持管理費（上記（3）を除く）

※ 共用部分の水路・取水施設等とは、発電にかかる用水が適切に流下するために必要な全ての施設を対象とする。

#### 第4 毎年度の報告

管理者は、当該小水力発電施設の補助金交付要綱等に基づく処分制限期間内において、総代会若しくは総会（以下「総代会等」という。）の議決により、発電に係る各年度の収支決算の承認が得られた後、別記「発電施設に関する提出資料」の1～3について、毎年6月末までに都道府県知事を経由して、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

なお、地方農政局長等及び都道府県知事は、報告された別記「発電施設に関する提出資料」について、確認をした上で、管理者に対し必要に応じ指導するものとする。

別記「発電施設に関する提出資料」の作成に当たっては、総代会等で承認された収支決算書又はその根拠となる正味財産増減計算書等を基礎とするものとする。

#### 第5 国庫への納付

##### 1 売電収入充当後の国庫納付

管理者は、小水力発電施設で生じた売電収入において、第3の2の国庫納付の算定対象額が生じた場合は、その算定対象額に当該発電施設の建設時の国の負担率等を乗じた額を国庫に納付するものとする。

なお、売電収入は、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき発電により得た収入の一部を納付する場合には、その納付する額を除いたものとする。

##### 2 発電施設更新後の国庫納付

小水力発電施設の全面的な更新を行った際に、当該更新工事を了した時点で、建設改良積立資産に残額がある場合は、この残額に当該発電施設の建設時の国の負担率等を乗じた額を国庫に納付するものとする。

なお、建設改良積立資産の国庫納付後の残額は、他の会計に繰り出し、以降の発電施設に係る会計処理と明確に区分するものとする。

### 3 国庫納付の手続

- (1) 管理者は、国庫納付が生じた場合は、発電に係る決算について総代会等の承認が得られた直近の6月末までに別記「発電施設に関する提出資料」の4（別記様式3）により、都道府県知事を経由して地方農政局長等に申告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、前項（1）の申告があったときは、その内容を確認し、国庫納付額及び納付期限等を記載した別記「発電施設に関する提出資料」の5（別記様式4）により、都道府県知事を経由して管理者に通知するものとする。

#### 附則

この通知に基づく発電会計処理については、平成31年4月1日から施行する。

#### ※施行注意

- 注1 各地方農政局長宛てを除く。
- 注2 関東農政局長宛ては都県知事、近畿農政局長宛ては府県知事、内閣府沖縄総合事務局長宛ては沖縄県知事、その他農政局長宛ては県知事とする。
- 注3 北海道知事宛てを除く。

(別記)

発電施設に関する提出資料

- 1 発電施設の概要書（別記様式1）
- 2 発電施設に関する収支計算書（別記様式2）
- 3 電気事業者との電力受給契約書の写し（※電力需給契約を更新した場合に限る）
- 4 国庫納付額申告書（別記様式3）
- 5 国庫納付額決定通知書（別記様式4）

(別記様式1)

## 発電施設の概要書

- 1 施設名
- 2 施設所有者
- 3 管理主体
- 4 所在地
- 5 仕様

有効落差	〇〇m
最大使用水量	〇〇m <sup>3</sup> /s
最大発電出力	〇〇kW
年間可能発電電力量	〇〇kWh

- 6 事業

当該施設設置事業名	〇〇営〇〇事業〇〇地区(平成〇〇年度～平成〇〇年度)
運転開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(別記様式 2)

発電施設に関する収支計算書 (施設名 : )

1 ○○年度国庫納付算定対象額

(単位：円)

科目	金額
(収入)	
ア 売電収入	
イ その他収入 (利息等)	
収入計	
(支出)	
ウ 買電費用	
エ 発電施設の運営経費 (施設操作に必要な費用、引当金、減価償却費)	
オ 発電施設と共用部分の水路・取水施設等の 維持管理費	
カ 発電施設の運営経費 (積立資産積立)	
キ 土地改良施設全体の維持管理費 (共用部分を 除く)	
支出計	
国庫納付算定対象額 (収入－支出)	

2 ○○年度積立資産の状況

(単位：円)

年度	欠損調整 積立資産	災害準備 積立資産	建設改良 積立資産	備考
限度額				
(○○－1) 年度迄				
○○年度				
累計				



[第5の2. に基づく場合]

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長  
農林水産省農村振興局長  
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

発電施設の管理者

〇〇営〇〇〇〇事業「〇〇〇地区」の発電施設に係る国庫納付額申告書

平成〇〇年会計年度において、〇〇〇発電所の全面的な更新を行ったので、更新・改良を目的に積み立てた積立金に係る国庫納付額を下記のとおり申告します。

記

1. 平成〇〇年会計年度の積立金額  
〇〇〇, 〇〇〇円
2. 工事費のうち管理者負担額  
〇〇〇, 〇〇〇円  
内訳 別紙のとおり
3. 工事費負担後の積立残額  
〇〇〇, 〇〇〇円
4. 国庫納付額  
〇〇〇, 〇〇〇円  
積立残額×国の負担率〇〇% (又は“〇/〇”)
5. 過去の国庫納付累計額  
〇〇〇, 〇〇〇円 (又は“なし”)



(別記様式4)

番 号  
年 月 日

水力発電施設の管理者 殿

農林水産省〇〇農政局長  
農林水産省農村振興局長  
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇営かんがい排水事業「〇〇地区」の水力発電施設に係る国庫納付額決定通知書

平成 年 月 日付け 号で申告のあった国庫納付について、下記のとおり決定したので通知する。

記

1. 国庫納付額 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 納付期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日